

ネーミングライツスポンサー募集要領

町有施設におけるネーミングライツスポンサーを次のとおり募集します。なお、この募集要領に定めるもののほか、本町におけるネーミングライツの付与については、南種子町ネーミングライツ事業実施要綱に定めるとおりとします。

1 目的

民間事業者に町有施設の愛称を決定する権利を付与し、その対価を施設の運営・維持管理費用に充てることで、町民サービスの向上を図ります。

2 募集を行う施設

(1) 対象施設及び基準価格

ネーミングライツスポンサーに選ばれた場合に支払うネーミングライツ料を年額(1万円単位)で提案してください。町が希望するネーミングライツ料の基準価格は以下のとおりです。

施設名	住所	基準価格
南種子町農林水産物加工センター	南種子町中之上 2344 番地 1	30 万円/年 ※1

※1 消費税及び地方消費税が別途加算されます。また、年度途中からの契約となった場合、命名権料は月割計算となります。

(2) 希望契約期間

原則3年以上5年以下の期間とします。

(3) 応募資格

応募資格を有する者は法人に限るものとし、南種子町ネーミングライツ事業実施要綱第4条に該当しないものとします。

(4) 契約に伴う費用負担

費用負担の区分	町	スポンサー
ネーミングライツ料の支払		○
敷地内外の表示変更(施設看板、道路標識等)※1		○
パンフレット、封筒等の町の印刷物及び町ホームページの表示変更※2	○	

※1 敷地内外の表示の変更や新規看板等の設置については、町、関係機関等と協議のうえ決定をします。

※2 残部数や切替え時期等を考慮し、協議のうえ決定します。

3 募集期間及び応募時の提出方法

(1) 募集期間

令和8年6月1日(月)から令和8年6月17日(水)

(2) 提出書類

- ① 南種子町ネーミングライツ事業申込書(別紙第1号様式)
- ② 法人等概要調書(別紙第2号様式)
- ③ 誓約書(別紙第3号様式)
- ④ その他町長が必要と認めるもの

(3) 提出方法

郵送又は持参にて南種子町農業農政課農業再生対策係へ申込みをお願いいたします。応募申込書については、窓口で配付するほか町ホームページからダウンロードすることが可能です。

※ 持参の場合：土日・祝日を除く、8時30分から17時15分まで

(4) 注意事項

- ① 提出にあたっては、本要領のほか、南種子町ネーミングライツ事業実施要綱の内容をご承知いただいたものとします。
- ② 誤字・脱字等の軽微な修正を除き、提出された書類の内容を変更することはできません。
- ③ 提出に要する費用は、申込者の負担となります。
- ④ 提出された書類は返却いたしません。

4 選定の方法

- (1) 南種子町ネーミングライツ事業審査委員会において審査を行います。

なお、結果については文書にて通知します。

- (2) スポンサーとして適正であると判断された応募者と、契約に関する必要事項について協議を行った後、スポンサーを決定します。

5 契約の締結

スポンサーの決定後、町とスポンサーの間で契約を締結します。

6 契約の解除

原則として、契約期間内において契約を解除することはできません。ただし、指定した期日までにネーミングライツ料の支払がないとき、又はスポンサーの信用失墜行為等により当該施設のイメージが損なわれるおそれが生じたときは、町は契約終了期日を待たず契約を解除できるものとします。この場合において、原状回復に係る経費は、スポンサーの全額負担とします。

7 問合せ・申込み先

〒891-3792 南種子町中之上 2793-1

南種子町 総合農政課 農業再生対策係

電話 : 0997-26-1111 (内線 315)

FAX : 0997-26-0209

E-mail : nouseil@town.minamitanetane.lg.jp